

平成 24 年 11 月 21 日

於：ホテルラングウッド（日暮里）

遊技機運送事業協同組合セキュリティー研修会における講話

警察庁生活安全局保安課課長補佐の玉川です。本日は、遊技機運送事業協同組合のセキュリティー研修会にお招きいただき、ありがとうございます。皆様には、平素から、警察行政の各般にわたり深い御理解と御協力をいただいております。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。また、遊技機運送事業の健全化・適正化を通じて不正遊技機の排除に取り組んでおられる貴組合が設立 10 周年を迎えられたことを、心よりお慶び申し上げます。

さて、本日の講話については、遊技機の保管・運送過程におけるセキュリティー対策といった貴組合に直接関係する事項にとどまらず、ぱちんこ業界の現状と課題について、警察行政の動向等を含めて幅広く触れてもらいたいとの御要望を頂いているところでありますので、やや抽象的な部分もあろうかと思いますが、御要望に添った形でお話ししたいと思います。

なお、意見にわたる部分は、飽くまで私見にすぎないことをあらかじめお断りしておきます。

まず、「現在ぱちんこ業界が置かれている立場と社会情勢」について、お話しします。

ぱちんこ営業は、適正に営まれれば、適度に射幸心を満たすことができる手軽で身近な大衆娯楽を提供するものとして位置付けられるものですが、反面、その営業の態様によっては、著しく客の射幸心をそそることになり、善良の風俗や清浄な風俗環境等を害するおそれがあるため、都道府県公安委員会の許可・監督の下に、風営法に定められた各種の規制に従って初めて合法に営業できるものとされております。このため、風営法による各種の規制は、ぱちんこ営業を、賭博と一線を画した遊技

を提供するものとし、善良の風俗や清浄な風俗環境等を保持するための
ものでありますことから、ぱちんこ業者がこれらの規制を遵守しなけ
ればならないという社会的な要請は極めて強いものがあります。

後ほどお話ししますが、減少したとは言え、なお 1,260 万人ものファン
を有するぱちんこですが、長年にわたり、風営法の規制をなおざりに
し、過度に射幸性を追求する営業を続けてきた結果、率直に申し上げれ
ば、ファンでない人々の視線を置き去りにしてきた面があったと思いま
す。射幸性を追求しようとする姿勢への批判や、遊技機の不正改造とい
う遊技におけるいかさま問題への批判、のめり込みの発生への批判等
に加え、昨年の中東大震災に伴う節電の中では、その電力使用の在り方
に非常に大きな批判と疑問が寄せられました。無論、これらの批判に応
えるため、業界においても様々な努力がなされてきたわけであり、その
点については高く評価されるべきところがありますが、たくさんの業界
関係者の方々が、「未曾有の業界バッシングだ。業の存在意義が問われ
ている。」と言われているように、今、ぱちんこ営業は、その社会的な
存在価値や立ち位置が根本から問われる状況になっております。

重ねて私見であるとお断りした上で申し上げますが、ぱちんこ業界は、
社会の中で存続していく上で、ファンだけでなく、ファンでない人々の
視線が非常に大事であるということに気付くのが、正直なところかなり
遅かったのではないかと思います。自動車産業や外食産業と比肩し、相
応の社会的責任を有する巨大産業でありながら、市場が好調であった頃
から、厳しい市場状況である現在に至るまで、真剣に社会の目と向き合
おうとする努力をないがしろにしてきたツケを、今、社会から厳しく問
われているのではないかと考えております。

ですから、ぱちんこ業者を中心に、皆様のような遊技機運送業者の
方々、遊技機製造業者、遊技機販売業者、周辺機器製造業者といった業
界に関係する全ての人々が、社会一般の声に真剣に耳を傾け、健全な形
で業の存続に真剣に取り組む時期に来ていると考えております。

次に、「ぱちんこ業界の市場動向」について、お話しします。

ぱちんこ営業については、しばしば「30兆円産業」などと呼ばれることがあります。このような売上高を誇っていたのは平成7年前後のことで、この時期をピークに、経済情勢や社会情勢の変化等を背景に、売上高、営業所数、遊技人口のいずれも長期にわたる減少傾向にあり、それぞれ全盛期（平成7年頃）の3分の2以下（18兆9千億円、1万2,323店舗、1,260万人）に減少しているとされております。他方で、営業所に設置されている遊技機の総台数は、平成7年頃と20万台程度しか変わらない約460万台となっており、1営業所当たりの遊技機設置台数は増加の一途をたどっております。

これらを踏まえると、遊技人口が減少している中、店舗の大型化や大手チェーン店舗の進出が進み、営業競争が年々激しくなっていると言えらると思ひます。さらに、今お話しした遊技人口については、平成20年、平成21年に一旦回復したのですが、その後、平成22年、平成23年と再び減少しました。殊に、平成23年の減少幅は、対平成22年比で410万人、24.6%となっており、わずか1年で、これまでのファンのうち、実に4人に1人がぱちんこから離れたこととなります。他方で、平成23年における年間遊技回数については、平均27.8回と、対平成22年比で7.9回の増加、年間の平均費用については、9万3,700円と、対平成22年比で1万6,600円の増加となっており、ぱちんこ営業の売上げにおいて、いわゆるヘビーユーザーへの依存度が大きく増加しているものと推察される所です。無論、これらの統計数字の変化には、様々な要因が関係していると考えられますので、確定的な評価を下すことはやや早計ですが、いずれにしましても、これから獲得される新規ファンの数は別として、1年で4分の3に減少した遊技人口を、1万2,323店舗が奪い合うということになりますので、既に加熱している営業競争が、今後、更に激しさを増すのではないかと推察されます。しかしながら、激しい営業競争は、より射幸性を追求した営業へと結び付くおそれが高く、担当官

としては、その点を非常に危惧しておりますところ、業界に対しては、そのような射幸性の追求に頼っていわゆるレッドオーシャンの中で競争を繰り広げるのではなく、ライトユーザーを開拓すべく射幸性を抑制し、風営法の範囲内で新たな付加価値を見いだして、いわゆるブルーオーシャンへ向かっていただきたいと考えております。

次に、「営業競争がもたらしたものと三つの主要な違法行為」についてお話しします。

今お話ししたように、ぱちんこ業界においては、営業競争が激化の一途をたどっておりますところ、それぞれの営業者に対して、いかなる手段を用いても自店舗の生き残りを図ろうとする動機付けが強く働くこととなります。適法な範囲での営業努力であれば、問題はないのですが、他店を出し抜くため、警察に指摘されなければ脱法的な方法を駆使してでも集客しようというような思考の営業者も見受けられるところではあります。

集客のための手法には、様々なものがあるのですが、先ほどもお話ししたように、ぱちんこ営業は、その態様によっては客の射幸心を著しくそそり、また、賭博罪に該当するおそれがあることから、風営法に基づき必要な規制が行われているものであり、集客につながる営業手法についても、野放図に放置されるわけではなく、一定の制限がかかっております。こうした制限は、ぱちんこ営業の存在を社会において認める上で発生する副作用を抑えるための安全装置であるのですが、それだけに、こうした安全装置を逸脱した営業手法の方がアピール力が強く、集客につながりやすいという面があります。だからこそ、激化する営業競争を受けて、違法営業を続けようとする営業者がいまだに後を絶たないわけではあります。現在、警察では、違法営業一般については是正を図りつつ、とりわけ「不正改造した遊技機の設置」、「違法な方法による賞品提供」、「著しく射幸心をそそる広告、宣伝等」という3つの違法行為に焦点を当てて、その是正の徹底を期すべく、関係団体と連携して厳

正な指導取締りを進めております。

これらの問題については、いずれも以前からある問題であります。営業競争の激化の中で、ひととき高い集客力を持ち得るこれらの違法行為が、ぱちんこ営業者の営業戦略上、今後更に重きをなし得る可能性があることから、今を業界の変革期と捉え、その是正を徹底するために様々な取組を進めているところです。

それではまず、「不正改造した遊技機の設置」の問題について、お話しします。この部分については、皆様の業務にも大きく関係している部分であります。

昨年2月にぱちんこ営業の担当補佐に着任して以来、ぱちんこ業界には、風営法や関係通達を理解することの重要性を繰り返し指導してきました。その風営法の第20条第1項には、「ぱちんこ営業者は、その営業所に、著しく客の射幸心をそそるおそれがある遊技機を設置してその営業を営んではならない」旨が定められております。しかし、著しく射幸心をそそるように、釘曲げや不正部品の付加その他の方法により不正に改造した遊技機を設置して、集客や利益管理につなげようとする営業者は後を絶ちません。この点については、過日、貴組合のウェブサイトを押見しておりましたところ、「不正遊技機排除は遊技機関係団体の積年の課題であり、これら関係団体等から毎年のごとく風適法違反の逮捕者が出ており、その中には遊技機の輸送途中で不正機に変わっていた事案もあり、運送業者の一部も不正遊技機に深く関わっていたことが判明しています。」との記述を見いだし、貴組合の御認識も同じであって、貴組合では、その反省の上に立ち、遊技機の保管・運送過程における不正行為の排除に取り組んでおられると承知しているところです。

確かに、遊技機の不正改造事犯の検挙件数については、平成20年が20件、平成21年が12件、平成22年が6件、平成23年も6件と、減少傾向にあります。その背景として、貴組合が進められる遊技機の保管・運送過程における不正行為の排除や、営業者団体及び製造業者団体における不正改造情報の収集とこれを生かした不正に強い遊技機づくりとい

った業界における様々な取組が奏功していることが挙げられます。とりわけ、業界の総意で設立し、業界全体でその活動を支えている一般社団法人遊技産業健全化推進機構については、御存じの方も多いことと思いますが、同機構は、同機構に誓約書を提出した全国のほぼ全てのぱちんこ営業所に随時無通告で立ち入り、高度な知識・経験等を基に遊技機等の不正改造の有無を検査しております。同機構は、設立翌年の平成19年以来、延べ1万5,000店舗を超える店舗に立入検査を実施し、この立入検査を端緒に検挙した事例が13件に上るなど着実に成果を上げており、その活動は広く知られるようになっております。同機構は、各業界関係団体の支援を受けつつも、それぞれの利害から完全に独立した第三者的機関として存在しており、警察としましても、同機構の活動には大いに期待しているところ、引き続き、法執行の場面を含む様々な面で、連携を深めていきたいと考えております。

このように、風営法の規制や警察による指導取締りのみならず、貴組合を始めとする関係団体の尽力により、遊技機の不正改造事犯は減少傾向にあります。しかし、根絶に至っておりません。また、不正改造の手口は、一層、複雑巧妙化しております。例えば、主基板のICに不正が行われているにもかかわらず、その痕跡が非常に分かりづらいもの等を確認しております。また、事件化には至らなくても、行政処分を行っている事例は相当数あり、この中では、昔ながらの手法として、遊技機の釘を曲げている事例も多く見受けられるところでもあります。釘曲げは、遊技の結果に影響を与えるものであり、一切行ってはならないものですが、それゆえに、営業成績の状況により、ぱちんこ営業者が安易に手を染めてしまう不正改造の一つでもあります。さらに、遊技産業健全化推進機構の検査において、いわゆる「ノーマル戻し」、これは、不正部品を取り付けた後で、警察の検査がありそうなことを察知した場合等に、一度取り外した正規部品に再び付け替えることですが、これが疑われる遊技機がいまだ発見され続けております。

こうしたことを踏まえると、現在でも、不正改造は様々な手段により、根強く、そして相当数行われているものと推察されるところであり、こ

のため、ぱちんこ営業者に対しては、遊技機の不正改造の防止は営業者の重要な責務の一つであることを認識し、日々の遊技機の点検・管理のほか、従業者の指導監督を徹底するよう指導しているところではありますが、遊技機運送業者である皆様におかれましても、遊技機の保管段階、運送段階のそれぞれにおけるセキュリティ対策を万全にし、不正改造事犯を生み出さないよう、また、不正改造事犯に巻き込まれないよう、尽力していただきたいと思っております。

遊技機が営業所に設置された後に不正改造される事例は、もちろん多いわけですが、流通過程における不正改造も、貴組合のウェブサイトにあるように、皆無というわけではありません。皆様におかれましては、自社倉庫や使用車両におけるセキュリティ設備の設置状況や、従業員の管理体制等をまとめた報告書を組合に提出されているとうかがっておりますが、倉庫における保管中に、部外者等の進入を許し、不正改造を施されたりすることのないよう、セキュリティ設備を十分に備えた上、その維持・更新に大きな関心を払っていただきたいと思っております。加えて、セキュリティというものは、ハードウェア、この場合であれば、倉庫や車両におけるセキュリティ設備のことですが、これに頼るだけで万全とは言えません。セキュリティに万全を期すためには、ハードウェアに頼るだけでは不十分でありまして、ハードウェアを運用する従業員一人一人にその責任を全うさせることも重要であります。例えば、非常につまらない例に思われるかもしれませんが、いくら高性能の鍵を倉庫の扉に付けたところで、鍵を閉め忘れれば当然意味がないわけですが、当たり前と言えば当たり前なのですが、セキュリティを確保するということは、対策上のほころびを何一つ出さないという完全主義で行って初めて意味があるものであって、99%は実行できているから万全だということにはなりません。残り1%の穴を突かれれば、そして、悪意を持ってセキュリティを破ろうとする者はそこを確実に突いてくるわけですが、セキュリティは破られます。そして、破られてしまえば、事前に対策のうち何%を達成できていたかということは意味のない話になります。セキュリティというものの性質はそういう点にありますことから、セキュリティ設

備への配慮とともに、従業員に対する意識付けにも御配慮いただきますようお願いいたします。繰り返しになりますが、ハードウェアに重点を置きすぎると、誤った安心感からか、得てして運用する側の人間の動きや意識への対策に目が向かなくなってしまうがちでありますので、御留意をいただきたいと思っております。

また、保管段階だけでなく、運送段階のセキュリティについても、御留意をいただきたいと思っております。輸送車両の荷台部分については、鍵を付けるなどして第三者が遊技機に触れることがないようにされているところであり、また、使用車両については、運行管理だけでなくセキュリティ対策にも資するとのことで、多くの方がGPSを搭載されているようですが、保管段階におけるセキュリティ対策と同様に、設備面での対策に加え、運転をする従業員にセキュリティに対する意識付けを行って、不正行為に巻き込まれたりしないようにしていただきたいと思っております。

ところで、遊技機の不正改造については、一般的に、不正部品の取付けや釘曲げといった手法があるところですが、最近、遊技産業健全化推進機構がしばしば警鐘を鳴らしているものに、「部品取り」の問題があります。これは、皆様方運送業者の業務に関係するものではありませんが、業界として、いかに遊技機の取扱いを安易に考えてきたかという証左とも思えるものでありますので、御参考までにお話ししたいと思います。

ぱちんこ営業に用いられる遊技機については、風営法の解釈運用基準に限定列挙されている同一規格の範囲内で行われる同色のランプの更新等の極めて軽微な部品の変更を除き、風営法所定の手続を経ないと変更することはできません。しかしながら、遊技産業健全化推進機構によれば、業界内には、「部品取り」と称し、壊れた遊技機を保管しておき、その部品を、所定の手続を経ることなく他の遊技機の修理部品として用いる慣習があるとのことであります。また、変更を行うのとは逆に、一部の回胴式遊技機について、メダルセレクターのバネが欠損していてもそのまま放置し、遊技客に損害（これは逆に店にとっては利益となるものです。）を与えていたおそれがある事例もみられるとのことであります。

す。

以上お話ししてきたように、ぱちんこ業界には、遊技機の取扱いについて、不正改造に手を染めることも含め、安易に考える風潮が今も根強く残っていると思われるところです。不正改造は、すなわち、本来店がコントロールできない遊技機の性能に変更を加えるという点で、本来あってはならない「いかさま」であって、風営法の規制に反するだけでなく、客の信頼に対する裏切り行為であります。業界のイメージを、そして、社会的地位を上げようと、業界では長年にわたり努力を続けてきましたが、他方で、このような風潮に改善がみられなければ、いつまでも真の意味での大衆娯楽とはなり得ないでしょうし、ファンでない人々からの好意的な評価にも結び付かないのではないかと考えています。

皆様には、不正改造が根絶され、ファンが手軽に、安く、安心して遊技できる環境が整備されるよう、取引先のぱちんこ営業者、遊技機製造業者、遊技機販売会社の方々と啓発し合っていたいただきたいと思います。

次に、「違法な方法による賞品提供」の問題について、お話しします。

繰り返しになりますが、ぱちんこ営業は、客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業でありますことから、その営業の態様いかんによっては、客の射幸心を著しくそそるおそれがあるばかりでなく、賭博罪に該当する場合も生じることとなるので、これらを未然に防止し、善良の風俗等を保持するため、様々な規制が設けられています。賞品提供に関する各種の規制は、この趣旨に基づいて設けられているものであり、これに反する賞品提供については、ぱちんこが大衆娯楽としての「遊技」というものから逸脱しかねない極めて重大な違法行為です。

風営法では、いわゆる等価交換規制が定められており、これは、遊技で得た遊技球、遊技メダルの数量に対応する金額と同等の市場価格を有する物品を賞品として提供しなければならないという規制であります。しかし、営業の現場においては、同一店舗の同一賞品について、それに対応する遊技球や遊技メダルの数量に差を設けるなどの営業実態が見受けられるところです。賞品の価格自体は市場価格に基づくこととなって

いるため、これにより一定の幅があることはあり得るとしても、同一店舗でこのような実態が生じることは明らかに筋が通らない話であります。しかしながら、今お話ししたように、いわゆる交換率というものを設け、一つの賞品に複数の価格を持たせるいわゆる一物数価の状態にしたり、また、一物一価でありつつも、市場価格に基づかずに賞品の価格を設定したりして不当な利益を得る運用が、業界では長らく慣習的に行われてきました。

しかし、いかなる賞品であっても、例外なく等価交換規制に従って提供されなければ、ぱちんこ営業を、著しく射幸心をそそるものとし、また、賭博としかねない重大な違法行為となります。このため、警察庁では、昨年10月6日付けで、ホール関係5団体に、具体的な3つの例を挙げた上で、等価交換規制を遵守するよう文書をもって指導するとともに、違法な賞品提供に対する指導取締りを積極的に推進するよう各都道府県警察に指示しております。

この結果、進捗に若干の差異はみられるようですが、各都道府県において、適切な賞品提供に改められつつあります。しかしながら、先ほどお話ししたように、違法な賞品提供は、それが営業上の利益に直結するものであるため、「法律上はそうかもしれないが、この不況下でわざわざ運用を改めたくない。」という営業判断が働き得るところ、引き続き警察では、全国で違法な賞品提供が是正されるまで、各地域の遊技業組合を指導しつつ、厳正な取締りを進めていくこととしております。

ところで、賞品に関することとして、警察では、賞品買取事犯、いわゆる自家買いについても、厳正な取締りを推進しております。御案内のとおり、風営法においては、ぱちんこ営業者が客に提供した賞品を買い取ることを禁止しておりますが、これは、もし買取行為が容認されたとしたら、ぱちんこ営業者が客に賞品として現金を提供していることと実質的に変わらなくなり、著しく射幸心をそそり、賭博につながるおそれがあるためです。このように、賞品買取りの禁止は、ぱちんこ営業の根幹を成す規制の一つであり、ぱちんこ営業が、賭博と一線を画す営業となるためには必ず遵守しなければならない規制であるわけで、ぱちんこ

営業者にとっては、イロハのイに当たるものなのですが、去年は北海道で2件、今年も北海道で2件、奈良県で1件の賞品買取りを検挙しており、いまだ根絶されません。報道によれば、奈良県の事件に至っては、逮捕された営業者が「賞品の買取り行為は悪いことだと思っていない。」と供述しているそうです。こうした考え方が業界の中で一般的だとは決して思いませんが、依然そのような認識の営業者がいることから、我々警察としては、賞品買取りが依然として行われているとの想定の下、引き続き厳格な取締りを行っていくこととしております。

皆様には、取引先のぱちんこ営業者に対し、このような違法行為に手を染めることのないよう、啓発をお願いします。

次に、「著しく射幸心をそそる広告、宣伝等」の問題について、お話しします。

広告、宣伝等の健全化については、おそらく最近の健全化施策の中で最も業界で語られることの多いものであろうと思いますが、せっかくの機会でありますので、なぜこのような取組が進められているかも含めて、お話ししたいと思います。

近年、営業競争の激化を背景に、ぱちんこ営業における広告、宣伝等において、隠語を用いるなど脱法的な手法を用いるなどして、著しく多くの遊技球や遊技メダルが獲得できるかのような内容のものや、遊技球等の獲得が直ちに現金の獲得につながることをうかがわせるような内容のものが多数見受けられるようになるなど、あたかもぱちんこ営業所が、遊技場ではなく鉄火場であるかのような広告、宣伝等がまん延し、善良の風俗や清浄な風俗環境等を害している状況にありました。このため、警察庁では、平成14年に、風営法における広告、宣伝等に関する規制に違反することとなる表示の例について、具体的に示す通知をぱちんこ業界に発出し、広告、宣伝等の健全化を指導しました。しかしながら、営業競争の更なる激化を受け、徐々にまた違法な広告、宣伝等を行う営業者がみられるようになり、再び善良の風俗や清浄な風俗環境を害する状況が生じてきました。また、余談ではありますが、違法な広告、宣伝等

による不当な集客、収益をもくろむあまり、例えば、昨年3月に発生した平成23年東北地方太平洋沖地震の直後には、「震度7の衝撃出玉」などというような、遊技機の不正改造を推測させるだけでなく、被災者の心情を深く傷付けるような広告、宣伝等まで散見されるようになりました。他方で、ぱちんこ営業者関係団体からは、広告、宣伝等の健全化を徹底させるため、平成14年に示された違法な表示例をより一層明確化してほしいとの要望を受けたことから、昨年6月に、広告、宣伝等の規制に関する二度目の通知を業界に示しました。昨年の通知の特徴点は、平成14年に示した違法な表示例を追加するとともに、隠語等を使用して規制逃れを図ろうとする悪質な表示も違法なものであると明示する一方で、憲法の保障する表現の自由や営業の自由を踏まえて、原則として広告、宣伝等の規制に抵触しない表示の例を初めて明確に示した点にありました。つまり、その通知に記載されている「問題のない表示」を用いれば、それぞれの営業者が安心して広告、宣伝等を行うことができるように配慮したわけです。

我々警察としては、問題のある表示例だけでなく、併せて問題のない表示例を示すことにより、違法な広告、宣伝等を抑制するとともに、業界内部での自発的な健全化の取組を促すことを期待していました。しかし、確かに旧来の手法を用いた違法な広告、宣伝等は一定程度減少したと考えられる一方で、営業者、コンサルタント等の一部が、事実を告知する手法を用いて脱法的にいわゆる出玉イベントを告知する方法を案出し、再び健全化を阻害する状況がみられるに至りました。その中では、例えば、特定の機種に対する雑誌ライターの記事取材行為をぱちんこ営業者がイベントとして告知することで、その機種についての出玉イベントの広告、宣伝を行うものや、一般に不正改造を行った大当たりしやすい遊技機を「甘い」などと表現することを踏まえ、ぞろ目の日等に「特選スイーツ御用意！」などと告知し、このような遊技機を置いていることを広告、宣伝するもの、特定の遊技機について、「この台は、特別愛情を込めて掃除しました。」などと言って性能調整をうかがわせてみたりするもの、特定の日における出玉イベントを婉曲的に「笑顔ナンバーワン

の日」だとか、「今日は元気営業！」などと言ってみたりするようなものなど、規制逃れをもくろむ極めて悪質な手法が出現したところです。こうした手法については、例えば、商売道具である以上、どの遊技機であっても愛情を込めて清掃するのが当然でしょうし、今日が元気営業であるなら、普段は元気ではないのかななどと思われることから、とある行政講話において、こうした悪質な広告表現を「珍妙」と評したことがあるのですが、皆様も、「警察がそこまで指導してきているのに、まだ脱法的な手段を探ろうとする者がいるのか。」と思われると思います。

このように、一見事実の告知のようにみられる手法を用いて、許されない内容を広告、宣伝しようとする営業者等が依然存在したことから、昨年の二度目の通知をもってしても、広告、宣伝等の健全化は達せられませんでした。このため、この機に是正を徹底させなければ、元の木阿見となってしまおうという危惧を抱き、警察庁において、再度、全国の広告、宣伝等の状況を検証した結果、やはり業界における風営法の遵守状況が不十分であるとの結論に至り、本年7月に、実に三度目となる通知を発出したのです。この通知とほぼ同内容の都道府県警察宛て通達については、警察庁のウェブサイトにおいて公開しているほか、通知も通達も業界誌に軒並み掲載されましたので、御存じの方がほとんどだと思われませんが、違法な表示例等を大幅に追加するなど、非常に内容の細かなものになっております。これはすなわち、業界外の人々からすれば、三度も通知を出し、そしてここまで細かい表示例を示さないと、この業界は規制を守れないのかと映るわけであり、いまだに違法な広告、宣伝等を行おうとする遵法意識の低いぱちんこ営業者と、彼らに入れ知恵をしている人々には、猛省を促したいところです。

広告、宣伝等の規制に対するぱちんこ業界の意識は、今お話ししたように、改善はみられつつありますが、極めて低かったところでもあります。しかし、御案内のとおり、ぱちんこ遊技機は、性能の調整を一切行うことはできません。もしそれを行えば、それは遊技機の無承認変更に該当する違法行為であります。それなのに「出玉イベントを告知する」ということは、不正改造を行っていることを公言しているか、不当景品及び不当

表示防止法が禁止する不当な表示、いわゆる虚偽広告のいずれかであり、いずれも法に触れるもので、許されるはずがないのです。ですから、こうした違法行為の是正に警察が動くのは当然であるのですが、「出玉イベントが打てなくなったので営業が厳しい。」などと言って警察行政を批判する業者がいるのは、残念な限りです。

ところで、ぱちんこ業者等の間には、「なぜ、警察は、そこまで広告、宣伝等の健全化にこだわるのか。」という声があります。これについては、大きく分けて二つの理由があると考えています。何度も繰り返して恐縮ですが、ぱちんこ営業は、適正に営まれば適度に射幸心を満たすことのできる手軽で身近な大衆娯楽を提供するものとして位置付けられるものですが、反面、その営業の態様によっては、著しく客の射幸心をそそることになり、善良の風俗や清浄な風俗環境等を害するおそれがあるため、都道府県公安委員会の許可・監督の下に、風営法に定められた各種の規制に従って初めて合法に営業できるものとされており。風営法による各種の規制は、ぱちんこ営業を、賭博と一線を画した遊技を提供するものとし、善良の風俗や清浄な風俗環境等を保持するためのもの、平たく言えば、ぱちんこ営業というものの存在を認めるためには、これに伴って発生する社会的な副作用を抑えなければならないわけで、そのための安全装置が風営法の各種規制であります。よって、ぱちんこ業者が、営業の許可を受け、特別に営業を認められている以上、風営法の規制を遵守しなければならないという社会的な要請は、当然ながら極めて強いものです。そして、あまつさえ規制を受ける側が、「この規制は建前」だとか、「この規制の優先度は低い」などと勝手に整理して、ちょっとくらいなら守らなくてよいなどと言ってよいものではないのです。この点を多くの業者がはき違え、長年にわたり法律の規制をないがしろにして、まるで遊技場が鉄火場であるかのような広告、宣伝等を行ってきたのですが、今までどおりぱちんこ営業の存在を我が国で認めしていくとすれば、このような状況は、確実に是正させなければならないわけでは

また、広告、宣伝等の健全化を重要視するもう一つの理由は、これが、

遊技機における射幸性の抑制と同様に、過度なのめり込み及びのめり込みに起因する犯罪等の防止という点でも意義を有するという事です。あたかも著しく多くの遊技球等の獲得が容易であるかのような違法な広告、宣伝等が行われれば、ぱちんこ遊技へののめり込みを促進し過度なものとしてしまう危険性も生じてしまいます。このため、ぱちんこ営業における違法な広告、宣伝等を取り締まり、健全化を徹底することは、単にぱちんこ営業の健全化にとどまるものではなく、治安一般への悪影響の防止に一定の意義があるものと考えております。

さて、昨年に引き続き本年7月にも通知を発出した結果、確かに、表立って広告、宣伝等の規制に違反する事例は、全国的に見れば、昨年6月までに比べ、相当減ったのかなという印象を受けております。しかしながら、行政処分をしなければならないような違法な広告、宣伝等を行っている営業者が皆無となったわけではありません。

皆様は、広告、宣伝等に関与される立場にはないことから、客観的に、そして冷静に、風営法の規制の意義と広告、宣伝等の健全化の必要性について御理解をいただけたと思われまるところ、もし、取引のあるぱちんこ営業者が、規制に抵触しかねないような広告、宣伝等を行っている場合には、善良の風俗等を害さず、また、のめり込みを促進しない広告、宣伝等を行うよう、啓発していただきたいと思います。

以上で、主要な違法行為についての話は終わりますが、次に、時間の都合もありますので、ぱちんこ業界におけるその他の課題のうち、皆様に関係する闇スロ問題についてお話しします。なお、これを含む業界の当面の課題については、本年5月の余暇環境整備推進協議会の定時社員総会においてお話ししており、その際の講話については、多数の業界誌に掲載されておりますところ、そちらを御参照いただければと思います。

さて、いわゆる「闇スロ」と呼ばれる賭博、これは、ぱちんこ営業に使用されていた遊技機を加工するなどして用いた賭博のことをいいますが、これは今も後を絶たず、当課が把握しているものだけで、昨年は14

件の検挙事例がありました。闇スロは、ぱちんこ業者が行っているものではありませんが、ぱちんこ営業に使われていた遊技機が犯罪行為に使用されているということは事実であります。現在、当庁の後援を受け、日本電動式遊技機工業協同組合と回胴式遊技機商業協同組合において、闇スロに使用される遊技機と賭客の供給を絶つためのキャンペーンが進められているところであり、このキャンペーンには、貴組合も協賛されていると承知しております。

皆様は、遊技機の納品だけでなく、回収にも携わっておられますところ、この取組の趣旨を踏まえ、その業務を適正に実施していただき、ぱちんこ営業に用いられる遊技機が闇スロに流れる事態を防止していただきますようお願いいたします。また、日本電動式遊技機工業協同組合と回胴式遊技機商業協同組合が実施したアンケートでは、闇スロに用いられることが多いいわゆる4号機が、運送業者の方々の倉庫に保管されているケースが相当数あったとの報告を受けておりますところ、これらの4号機について、闇スロに用いられることがないように、保管に当たっては適正に管理するとともに、廃棄に当たっては確実に期していただきますようお願いいたします。

最後に、「ぱちんこ営業が社会的評価を得る上で必要と思われること」について、思うところをお話ししたいと思えます。

しばしば、ぱちんこ業界の関係者から、「ぱちんこは、いまだに世間の、あるいは地域住民の理解を得られていない。世間から正当な評価を得ていない。」といった話をお聞きします。

他方で、ぱちんこ業界では、その本業である娯楽の提供のほかに、関係者の皆さんが、それぞれの立場から、様々な社会貢献活動に長年取り組まれてきました。エコ活動や、災害時においてぱちんこ店の駐車場を地域住民の避難場所として提供するといった活動のほか、社会福祉や文化事業への支援も行われてきたところでもあります。こうした実績はアピールされることが少ないのですが、こういった社会貢献活動を行っていることを、業界としてもっと地道にアピールして、ぱちんこ業界につい

での理解を広げられてはいかがかと考えます。

ぱちんこ業界が、長年にわたり様々な社会貢献活動に取り組んでおり、その実績も、もっと高く評価されてよいにもかかわらず、社会からはそのように受け止められていないと感じるようになる背景には、業界が射幸性の追求をやめず、そして遵法営業を徹底できていないという実態が、部外の人々にとって、社会貢献活動の実績に先立って見えるからではないかと思えます。ぱちんこ営業の健全化と社会的地位の向上に向けて努力を続けておられる皆様にあっては、このような状況に大変残念な思いをされていることと思えます。

先ほどお話しした余暇環境整備推進協議会での講話でもお話ししたことでありますが、射幸性を抑制し、遵法営業を徹底する上で、ぱちんこ営業の現場から完全に一掃すべき慣習が四つあるのではないかと考えているところであり、おそらく、皆様も、ぱちんこ業界の中で実感されたことのあるものがあるのではないかと思われまます。

一つ目は、「違法な営業形態でも、たまたま摘発されなかったことをもって「既得権」と考える慣習」であります。

二つ目は、「それが法に抵触しかねないものであれ、「他のぱちんこ店と同じことをしないと損をするかもしれない。」と考える慣習」であります。

三つ目は、「法律で禁止されていても、牽強付会の解釈により、本来存在しないグレーゾーンを追求しようとする慣習」であります。

四つ目は、「営業の基本となる法律や通達をきちんと確認しない慣習」であります。

いずれの慣習も、業界の全体を覆っているわけではありませんが、相当根強く存在しているものと思えます。

ぱちんこ営業は年間売上高が約 20 兆円という自動車産業や外食産業と比肩する巨大産業であり、相応の社会的責任とコンプライアンスを求められる立場にあります。先ほど申し上げた慣習は、他の巨大産業で根強く存在しているかといえ、そうではないと思えます。射幸性の抑制や遵法営業の徹底を阻害しているのは、正にこれら四つの慣習であり、

これらが営業の現場から一掃され、射幸性を抑制した遵法営業が徹底されたときこそ、ぱちんこは、大衆娯楽の王道として確固たる地位を築けるのではないかと考えております。

当庁からの指導、要請は、業界が風営法の規制を改めて認識し、遵守を徹底して、法に照らして非難を受けない健全な業態を確立していただきたいという観点によるものであります。ですから、今後、ぱちんこ営業が社会の中で大衆娯楽として受容され、健全に存続していくために、そして、東日本大震災に伴い過去に例のないほど業界バッシングを受けた今だからこそ、「業界は、これらの慣習を完全に改める時期に来ている。」と言えるのではないのでしょうか。私自身、担当官として、「今やらなければ、いつやるのか。」というように思っております。

ぱちんこは、減少したとは言え、今なお 1,260 万人という非常に多くの方々を楽しんでいる代表的な娯楽です。今後とも、国民の生活に憩いと潤いを与える大衆娯楽であり続けるためには、過度に射幸性を追求する営業とは一線を画した、誰にとっても身近で、手軽に、安く、安心して余暇を費やすことのできる健全な遊技となるとともに、それにより、地域社会に根付き、地域社会との「絆」をしっかりと構築することが基本となると考えます。

貴組合におかれましては、引き続き、遊技機の保管・運送過程におけるセキュリティの確保等を通じて、ぱちんこ営業の健全化に努めていただきますよう、再度お願いして、私の話を終わります。

御静聴ありがとうございました。